

「ネットワーク中立性に関する研究会」開催要綱

1 目的

コンテンツの大容量化や IoT 機器の普及などによるインターネットトラフィックの急増・多様化や、通信に関する様々なビジネスモデルの登場等により、近年、ネットワークをめぐる環境が大きく変化してきていることを踏まえ、ネットワーク利用及びコスト負担の公平性や透明性確保の在り方等を検討するため、「ネットワーク中立性に関する研究会」を開催する。

2 名称

本研究会は、「ネットワーク中立性に関する研究会」と称する。

3 検討事項

- (1) 電気通信事業者、コンテンツプロバイダ、オンライン・プラットフォーマー、利用者など、関係者間におけるネットワーク利用及びコスト負担の公平性の在り方
- (2) 新たなビジネスモデルに適用されるルールの明確化
- (3) 利用者に対する情報提供（透明性確保）の在り方
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、本研究会を招集し、運営する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要に応じて、必要と認める者を本研究会の構成員として追加することができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本研究会は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本研究会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課及び料金サービス課がこれを行うものとする。

(別紙)

「ネットワーク中立性に関する研究会」構成員

(敬称略、五十音順)

	江崎 浩	東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授
(座長代理)	大橋 弘	東京大学大学院 公共政策大学院・大学院経済学研究科 教授
	柿沼 由佳	公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT研究会 研究員
	宍戸 常寿	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
	実積 寿也	中央大学 総合政策学部 教授
	庄司 昌彦	国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 准教授 一般社団法人インターネットユーザー協会 理事
	田中 絵麻	一般財団法人マルチメディア振興センター 主席研究員
	寺田 麻佑	国際基督教大学 教養学部 准教授
	林 秀弥	名古屋大学大学院 法学研究科 教授
(座長)	森川 博之	東京大学大学院 工学系研究科 教授

「プラットフォームサービスに関する研究会」開催要綱

1 目的

プラットフォーム事業者が大量の利用者情報を活用してサービスを提供していることを踏まえ、利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方等について検討するため、「プラットフォームサービスに関する研究会」を開催する。

2 名称

本研究会は、「プラットフォームサービスに関する研究会」と称する。

3 検討事項

- (1) 電気通信事業者及び国内外のプラットフォーム事業者における利用者情報（通信の秘密、プライバシー情報等）の取扱状況及びそれらに対するルール等の差異に関する事項
- (2) 国内外におけるプラットフォームを活用した円滑なデータ流通を促す観点から、国内トラストサービスの在り方、海外諸国との相互運用を確保する方策等に関する事項
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本研究会の構成員等は、別紙のとおりとする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、研究会構成員の互選により定めることとし、座長代理は座長が指名する。
- (4) 座長は本研究会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (5) 座長は、必要があるときは、必要と認める者を本研究会の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (6) 座長は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (7) 座長は、必要があるときは、本研究会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (8) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (9) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本研究会は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本研究会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については非公開とする。

6 その他

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課及びデータ通信課並びにサイバーセキュリティ統括官室がこれを行うものとする。

「プラットフォームサービスに関する研究会」構成員等

(敬称略・五十音順)

【構成員】

	生貝 直人	東洋大学 経済学部 総合政策学科 准教授
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
	木村 たま代	主婦連合会 消費者相談室長
	崎村 夏彦	野村総合研究所 IT 基盤イノベーション本部 上席研究員
(座長)	宍戸 常寿	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
(座長代理)	新保 史生	慶應義塾大学 総合政策学部 教授
	手塚 悟	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授
	寺田 眞治	慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員
	松村 敏弘	東京大学 社会科学研究所 教授
	宮内 宏	宮内・水町 IT 法律事務所 弁護士
	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
	山口 いつ子	東京大学大学院 情報学環 教授

【オブザーバー】

個人情報保護委員会

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」開催要綱

1 目的

情報通信を取り巻く環境の変化を踏まえ、利用者利益の向上が図られるよう、モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うため、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」を開催する。

2 名称

本研究会は、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」と称する。

3 検討事項

- (1) 事業者間の競争条件について
- (2) 利用者料金その他の提供条件について
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本研究会の構成員等は、別紙のとおりとする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、本研究会を招集し、運営する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、本研究会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (6) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (7) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本研究会は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本研究会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課がこれを行うものとする。

(別紙)

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」構成員等

(敬称略、五十音順)

- (座長代理) 相田 仁 東京大学大学院 工学系研究科 教授
- 大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
- 大橋 弘 東京大学 公共政策大学院・大学院経済学研究科
教授
- 北 俊一 株式会社野村総合研究所 パートナー
- 佐藤 治正 甲南大学 マネジメント創造学部 教授
- 関口 博正 神奈川大学 経営学部 教授
- 長田 三紀 全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長
- (座長) 新美 育文 明治大学 法学部 教授
- 西村 暢史 中央大学 法学部 教授
- 西村 真由美 公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT研究会代表
- (オブザーバ) 公正取引委員会
消費者庁

ICTサービス安心・安全研究会
「消費者保護ルールの検証に関するWG」開催要綱

1 目的

本会合は、平成27年の電気通信事業法改正により充実・強化された現行の消費者保護ルールについて、電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえ、その施行状況及び効果を検証するとともに、今後の消費者保護ルールの在り方について検討を行うことを目的とする。

2 名称

本会合は、「消費者保護ルールの検証に関するWG」と称する。

3 検討事項

- (1) 消費者保護ルールの施行状況及び効果の検証
- (2) 電気通信サービスに係る消費者トラブルの現状等を踏まえた対策
- (3) 今後の消費者保護ルールの在り方
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本会合の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (2) 本会合には、主査及び主査代理を置く。
- (3) 主査は本会合を招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本会合を招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があるときは、必要と認める者を本会合の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (5) 主査は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) その他、本会合の運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事の公開等

- (1) 本会合の議事は、原則として公開する。
- (2) 本会合の会議については、議事概要を作成し、原則として公開する。
- (3) 公開することにより、又はオブザーバーの出席により、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合は、議事及び議事概要を非公開とし、又はオブザーバーの出席を制限することができる。

6 その他

本会合の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課がこれを行うものとする。

ICTサービス安心・安全研究会
「消費者保護ルールの検証に関するWG」構成員等

(敬称略)

【構成員】

(主査) 新美 育文 明治大学 法学部 教授
(主査代理) 平野 晋 中央大学 総合政策学部 教授
石田 幸枝 公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事
市川 芳治 慶應義塾大学 法科大学院 非常勤講師
北 俊一 株式会社野村総合研究所 パートナー
木村 たま代 主婦連合会 消費者相談室長
黒坂 達也 慶應義塾大学大学院 特任准教授
近藤 則子 老テク研究会 事務局長
長田 三紀 全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長
西村 暢史 中央大学 法学部 教授
森 亮二 英知法律事務所 弁護士
横田 明美 千葉大学大学院 社会科学研究院 准教授

【オブザーバー】

公正取引委員会

消費者庁

独立行政法人 国民生活センター

公益社団法人 日本広告審査機構

一般社団法人 電気通信事業者協会

一般社団法人 テレコムサービス協会

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

一般社団法人 全国携帯電話販売代理店協会

電気通信サービス向上推進協議会